学校における児童生徒等の健康診断について

学校における持続可能な保健管理の在り方 に関する調査検討会(第4回)R7.11.10

参考資料2

目的

学校教育の円滑な実施と成果の確保に資するとともに、児童生徒等の健康の保持増進を図る。

役割

- 学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、 健康状態を把握する。
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。

時期

毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない 事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、 その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

検査項目

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九、心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

定期健康診断の検査項目及び実施学年

平成28年4月1日刊在

	検診・検査方法		幼 小学校					1	中学校	Ę	高等学校			大		
項目			稚園	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	大学
保健調査	アンケート		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身 長			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体 重			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄養状態			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脊柱・胸郭 四 肢 骨・関節			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	^
視 力	視機関の者	裸眼視力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ
力表	税力 眼鏡等を している者	矯正視力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ
		者 裸眼視力	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
聴力	オージオメー	⁹	0	0	0	0	Δ	0	Δ	0	Δ	0	0	Δ	0	Δ
眼の疾病及 び 異 常			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o
耳鼻咽喉頭 疾 患			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
皮膚疾患			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
歯及び口腔 の疾患及び 異 常			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
結 核	間診・学校医による診察			0	0	0	0	0	0	0	0	0				Г
	エックス線撮	影											0			〇 1学 (A9
	エックス線撮 ツベルクリン 喀痰検査等			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	エックス線撮 喀痰検査・聴												0			C
心臓の疾患 及び異常	臨床医学的検査 その他の検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
心電図検査		Δ	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	Δ	Δ	0	Δ	Δ	4	
尿	試験紙法	蛋白等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	10人为灾州人(大)	糖	Δ													Δ
その他の疾病及び異常	臨床医学的検 その他の検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C

- (注)◎ ほぼ全員に実施されるもの
 - 必要時または必要者に実施されるもの
 - △ 検査項目から除くことができるもの

出典:児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂 (公益財団法人日本学校保健会発行)

学校保健安全法で規定される健康診断(児童生徒等の健康診断)

検査の項目	方法及び技術的基準
一 身長及び体重	身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。 体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
二 栄養状態	栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
三 脊柱及び胸郭の疾 病及び異常の有無並 びに四肢の状態	脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。 四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。
四視力及び聴力	視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。 聴力は、オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
五 眼の疾病及び異常 の有無	眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
六 耳鼻咽頭疾患及び 皮膚疾患の有無	耳鼻咽頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常 について検査する。

学校保健安全法で規定される健康診断(児童生徒等の健康診断)

検査の項目	方法及び技術的基準
八結核の有無	結核の有無は、問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によって検査するものとし、その技術的基準は、次のとおりとする。 ・小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の全学年及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む)の全学年に対しては、問診を行うものとする。 →問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であって、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、胸部エックス線検査、喀痰かくたん検査その他の必要な検査を行うものとする。 ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)並びに高等専門学校の第一学年及び大学の第一学年(結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。)に対しては、胸部エックス線検査を行うものとする。 →胸部エックス線検査によって病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰かくたん検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
九 心臓の疾病及び異常の有無	心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によって検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。
十 尿	尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。 ただし、幼稚園においては、糖の 検査を除くことができる。
十一 その他の疾病及び異常の有無	その他の疾病及び異常の有無は、呼吸器及び循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によって結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

[※]身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に 実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び保健調査を活用して診断に当たるものとする。

(参考)その他の健康診断等

①乳幼児健康診査(1歳6か月児、3歳児)

根拠法令

母子保健法

- 第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を 行わなければならない。
 - 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
 - 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児
- 2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に 規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。
-) と調和が保たれたものでなければならない。

検査項目

- ○1歳6か月児健康診査
 - 一 身体発育状況
 - 栄養状態
 - 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
 - 四 皮膚の疾病の有無
 - 五 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - 六四肢運動障害の有無
 - 七 精神発達の状況
 - 八 言語障害の有無
 - 九 予防接種の実施状況
 - 十 育児上問題となる事項
 - 十一 その他の疾病及び異常の有無

- ○3歳児健康診査
 - 身体発育状況
 - 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 皮膚の疾病の有無
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 七、 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 四肢運動障害の有無
- 力. 精神発達の状況
- 十 言語障害の有無
- 十一 予防接種の実施状況
- 十二 育児上問題となる事項
- 十三 その他の疾病及び異常の有無

2一般健康診断

根拠法令

労働安全衛生法

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労 働省令で定めるところにより、医師による健康診 断(第六十六条の十第一項に規定する検査を 除く。以下この条及び次条において同じ。)を行 わなければならない。

2~5 (略)

検査項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰かくたん検査
- 五 加圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

区分	職務の内容	職務の内容の例				
	健康診断、救急処置、感染症の予防 及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施(計画・実施・評価及び事後措置) 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の 疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画				
主として保健管理に関すること	健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施				
	保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健 室の環境整備				
	保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織(保健部)等へ の参画				
主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画(ティーム・ティーチング、 教材作成等)				

出典:養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知) (5初健食第5号、令和5年7月5日) 別添2 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例 別表第一

学校医、学校歯科医、学校薬剤師について

- 学校保健安全法において、「学校には、学校医を置くものとする。」とされ、また「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師 を置くものとする。」されている。
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行については、学校保健安全法施行規則において準則として定められている。

学校医の職務執行の準則(学校保健安全法施行規則第22条)

- 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- **三** 法第八条の健康相談に従事すること。 **五** 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 大 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校歯科医の職務執行の準則(学校保健安全法施行規則第23条)

- 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 法第八条の健康相談に従事すること。

- 法第九条の保健指導に従事すること。
- 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。 五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
- 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- **七** 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校薬剤師の職務執行の準則(学校保健安全法施行規則第24条)

- 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 第一条の環境衛生検査に従事すること。

学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

四 法第八条の健康相談に従事すること。

- 五 法第九条の保健指導に従事すること。
- 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものにつ いて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。